

資料

令和3年度 第1回  
健康づくり推進協議会（福寿うちな～推進協議会）

令和3年8月26日（木）



全国健康保険協会 沖縄支部  
けんぽうけんぽう

## 目 次

1. 5者による働き盛り世代の健康づくりに関する協力連携について . . . . . 1頁
2. コラボヘルスによる高血圧対策について ～沖縄県医師会との協働事業（案） . . . . . 9頁
3. その他 . . . . . 11頁

1. 5者による働き盛り世代の健康づくりに関する協力連携について

## 5者による働き盛り世代の健康づくりに関する協力連携について

当支部は働き盛りの加入者の健康課題を改善し、健康づくりを進める為、5者による連携協定を下記の通り締結した。

「働き盛り世代の健康づくりに関する包括的連携協定」

締結日：令和3年3月18日

締結機関：沖縄県、沖縄労働局、沖縄県医師会、

沖縄産業保健総合支援センター、全国健康保険協会沖縄支部

協定の目的

5者が相互に連携・協力して、沖縄県における事業所の健康経営や健康づくりの普及・促進を通じて働き盛り世代の健康課題を解決することで、健康長寿沖縄県の復活に貢献し、2040年までに平均寿命男女とも日本一を達成すること。

連携・協力事項

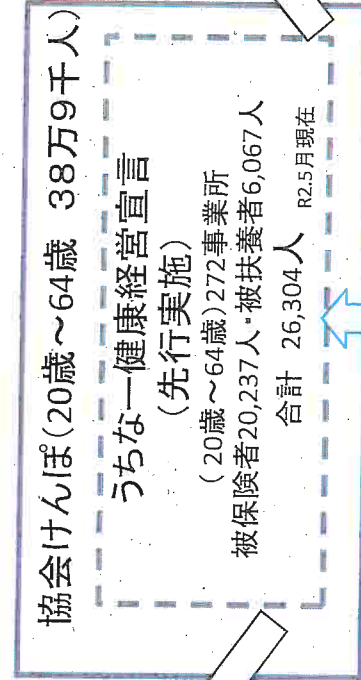
- ・健康経営の普及・発展
- ・定期健康診断における有所見率の改善
- ・従業員及び家族の健康診断及びがん検診受診、保健指導利用の促進
- ・事業所からの定期健康診断データの保険者への提供の促進
- ・健康診断データ等に基づき働き盛り世代の健康課題の抽出及び改善に向けた取り組みの検討、実施
- ・周知広報活動の充実

# 5者協定の事業展開イメージ (保険者を越えた取り組み)

2040年に男女とも平均寿命日本一

定期健診有所見率の改善、65歳未満死亡率の改善

## 沖縄県の働き盛り世代(20歳～64歳 80万8千人)



拡大

うちなー健康経営宣言  
(協会けんぽ以外)

拡大

うちなー健康経営宣言  
(協会けんぽ以外)

5者協定に基づく取り組み その2,3,4...

5者協定に基づく取り組み(案) その1 : 65歳未満健康・死亡率改善プロジェクト(血圧)

基本的取り組み : 特定健診、特定保健指導、重症化予防事業、健康宣言事業

目標に向かって有機的に連携

沖縄県

沖縄労働局

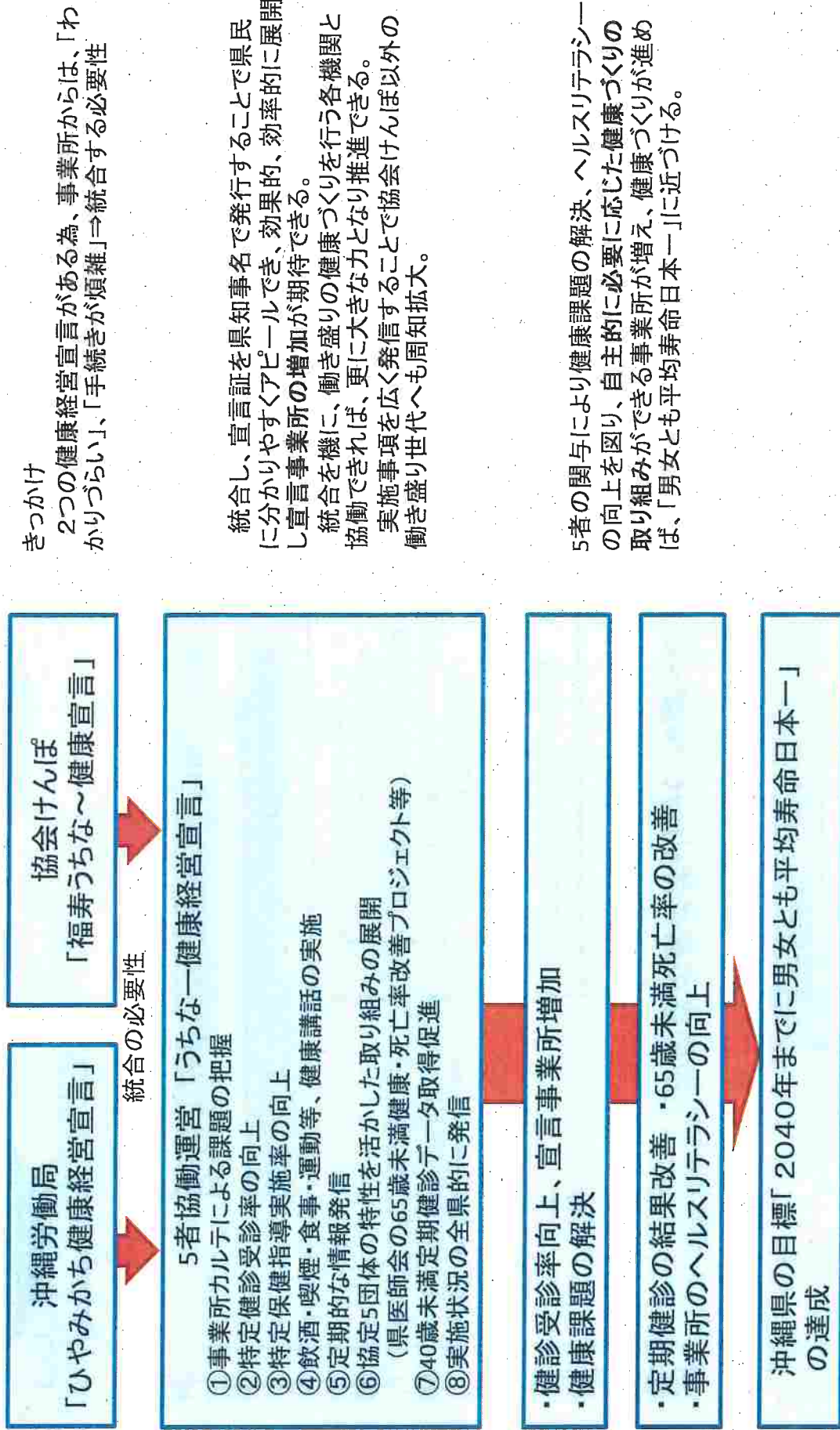
沖縄県医師会

協会けんぽ

沖縄産業保健  
総合支援  
センター

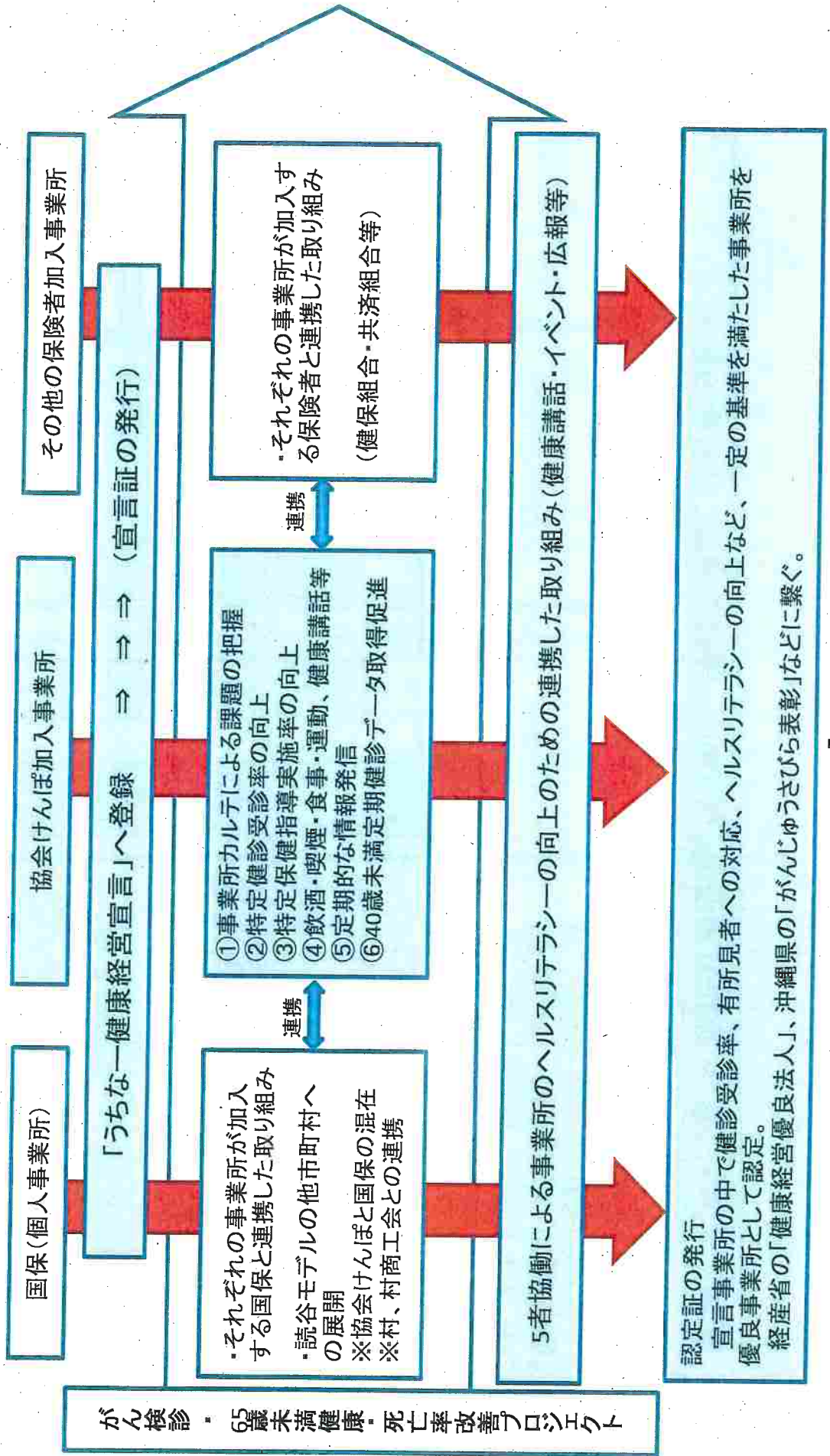
効果が確認できた取り組みを全県へ拡大

# 健康経営宣言の推進に向けて

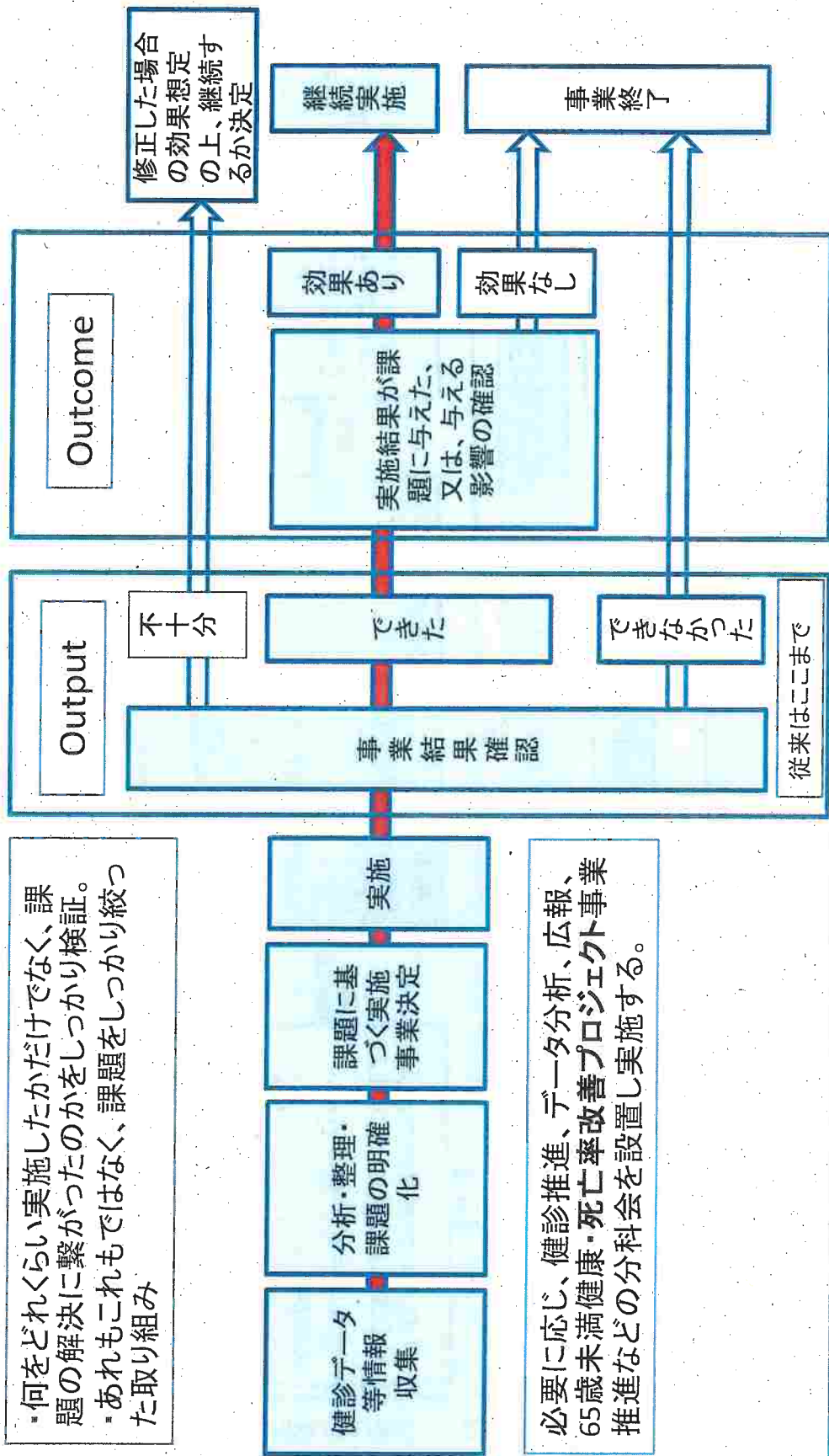


※ヘルスリテラシー  
(健康や医療に関する情報入手し、理解し、評価し、活用することでより良い意思決定を行うこと)

「うちなー健康経営宣言」5者協働運営だからできること  
**保険者を超えた取り組み**  
 (協会けんぽ加入以外の事業所の参画)



健診データ等に基づく課題の明確化、取り組み、評価の実施、分科会の設置



それぞれの段階で県民に周知・広報していき、関心をもってもらおう。(健康づくりの県民運動化)



# 各事業所への展開イメージ

## 〇うちな健康経営宣言Step1

まずは、登録！

- 手続きは簡単！協会けんぽ・沖縄労働局に申請書を提出しましょう。  
(登録申込書は協会けんぽ・沖縄労働局のホームページからダウンロードすることができます)

## 〇うちな健康経営宣言Step2

次に、実践！

- 職員の①健康診断の実施、②保健指導の利用、③出前講座の利用や血圧計の設置、④健康情報の提供⑤事業所ぐるみの取り組みなどできることから取り組みましょう。

## 〇うちな健康経営宣言Step3

目指そう、認定！

- 5つの取り組みをすべて行っている事業所を「うちな健康経営宣言事業所」として認定。  
1.健康診断の実施  
2.有所見者への対応  
3.受動喫煙防止対策or節酒対策or高血圧対策  
4.職員への健康情報の定期提供  
5.事業所ぐるみの健康増進の取組

低

- ・宣言証の掲示
- ・事業所カルテによる健康課題の把握

1

職員の健康診断受診率及び、健診結果の把握 100%

2

有所見者への保健指導の実施及び、要治療者への受療勧奨

・家族様にも健診プロジェクトへの参加

3

・受動喫煙防止対策の実施

・節酒対策の実施

・高血圧対策の実施

4

・健康情報の定期提供

5

・事業所ぐるみの健康増進への取組促進

## 関係機関の関与度

・事業所のホームページ等で取組み内容の外部発信

・各種講演会の開催・参加案内

・健康経営セミナーの開催・参加案内

・国保、協会けんぽ合同による健診結果説明会の実施

・国保、協会けんぽによる合同集団健診の実施

高

・事業所カルテによる振り返りと健康課題の把握

P D C A をまわす

アセスメント  
動機付け

健康づくりの  
基本支援

ツール等の提供・貸出

広報  
(5者からの発信)

集団健診、健診結果説明会  
講演会、セミナーの合同開催

## 今後の展開・検討事項等

- 本協定の協力連携事業の円滑な実施
- うちな一健康経営宣言登録事業所の増
- 健診受診率の向上
- データ分析手法・体制の検討
- 65歳未満健康・死亡率改善プロジェクトの効果的実施
- 新たな課題・取り組みの検討
- 周知・広報活動の充実
- 支部における体制整備

2. コラボヘルスによる高血圧対策について ～沖縄県医師会との協働事業(案)～

## コロナウイルスによる高血圧対策について ～沖縄県医師会との協働事業（案）～

### 1. ポピュレーションアプローチ

高血圧を放置せず受診につなげていくためにも高血圧に関する啓蒙を図るため、沖縄県医師会と共に血圧や高血圧に関するQ&A方式の短時間動画(DVD)を作成し、希望事業所へ配布。DVD閲覧後は事業所または自宅での血圧測定・記録をしていただき、実際の記録物と健診データ等をもとに医師または保健師による面談を実施し、健康づくりをサポートする。

○今後の予定

- ・ DVD完成に向けて、沖縄県医師会と連携を図る
- ・ 宣言事業所へ高血圧に関するアンケートと合わせて、動画閲覧と面談を希望する事業所を募集する
- ・ 事業所に血圧計を設置されていない場合は、血圧計の貸出を調整する

### 2. ハイリスクアプローチ

高血圧（中等症以上・160/100↑）で未治療の方を確実に受診に繋げるため、該当者のいる事業所へ介入する。介入方法は重症化予防事業として複数年受診勧奨をしている対象者に対しては医師が面談し直接受診勧奨等を実施し、その他対象者については保健師による面談・電話支援を実施する。受診の確認ができるまで複数回アプローチをしていく。

○今後の予定

- ・ 今回行うま市内の事業所および中北部地域の宣言事業所を中心に抽出し、高血圧対策について協力の得られる事業所を募る
- ・ 50名以上の事業所については、産業医・衛生管理者とも連携し受診勧奨を実施できるよう調整を図る

### 3. 商工会向けプログラム 読谷村・読谷村商工会との包括的連携に係る事業

読谷村民の健康維持・増進、ひいては県民の健康長寿に貢献することを目的に、読谷村内の事業所に対し健康づくりに関する取組みを3者で連携・協力し推進させていくため、令和3年度は共通の健康課題である高血圧を取り上げ、講話を中心に健康づくりをすすめる。

○今後の予定

- ・ 偶数月に開催されている理事会にて高血圧について4回シリーズの講話を実施。（6月～）
- ・ 理事を対象とした個人の健康管理や所属事業所の健康づくり、会員事業所の健康経営の普及へと発展できるよう連携を図る

3. その他

新型コロナウイルス感染対策として、沖縄県内の3保健所へ保健師を派遣

沖縄県は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、5月23日より緊急事態宣言を行ない、9月12日まで延長される  
ことが決まっています。

緊急事態宣言期間が長期化する中、保健所によっては窓口業務の一時的休止や接触者の調査を一部中止するなど、かなり  
ひっ迫した状況となっています。

こうした中、協会けんぽ沖縄支部では、令和3年8月5日より、「中部保健所」「南部保健所」「那覇保健所」の3保健所支  
援のため保健師派遣を開始しました。

保健所では、電話による積極的疫学調査、就業制限・解除、文書の作成等多岐にわたり業務の支援をしています。  
保健師派遣の期間は8月末までを予定していますが、更に延長する方向で調整を図っています。

【各保健所への支援状況】

- 中部保健所 支援延べ日数 32日
- 南部保健所 支援延べ日数 12日
- 那覇保健所 支援延べ日数 15日

# 「インセンティブ制度」5つの評価指標

何を評価されるの？

どうすればいいの？

## 5つの評価指標

## 皆さまにお願いしたいこと

### ① 特定健診等の受診率



加入者

・毎年、協会けんぽの健診の受診をお願いします。  
○お勤めの方 → 生活習慣病予防健診  
○ご家族の方 → 特定健診

事業主

・生活習慣病予防健診を実施していない場合は、定期健診結果データを協会けんぽへ提供をお願いします。(40歳以上の協会けんぽ加入者が対象です。)  
※ご提供いただけない場合、健診の受診率として計上されません。

### ② 特定保健指導※の実施率

※健診結果で生活改善が必要とされた方への保健指導



該当者

・健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合、特定保健指導をご利用ください。

事業主

・事業所で特定保健指導を受けられるよう環境整備にご協力ください。(協会けんぽの保健師等が事業所訪問し実施します。)

### ③ 特定保健指導対象者の減少率



該当者

・特定保健指導を受けた方は、最後まで中断することなく取り組み、生活習慣の改善に取り組みましょう。  
・日頃からの健康づくりを心がけましょう。

### ④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者※の受診率

※健診結果で要治療(要再検査)の判定を受けた方



該当者

・健診の結果、血圧、血糖値が「要治療(再検査含む)」の場合は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関への受診をお願いします。

事業主

・従業員の健診結果を把握し、「要精密検査」「要治療者」への受診勧奨をお願いします。

### ⑤ 後発医薬品の使用割合(ジェネリック医薬品)



加入者

・医療機関や薬局でお薬を処方されたら、「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的にご選択ください。

## もっとインセンティブ(報奨金)を獲得し、保険料率を引き下げるには？

### 指標① 特定健診等の受診率の向上(沖縄支部:全国35位)

- 毎年、協会けんぽの生活習慣病予防健診・特定健診を受けましょう。  
※生活習慣病予防健診を使用せず、定期健康診断を受診している場合は、別途協会けんぽへ健診結果データの提供をお願いします。(上記データの提供をいただけない場合は受診率として計上できません。)

### 指標④ 受診勧奨対象者の受診率(沖縄支部:全国39位)

- 健診の結果、「要精密検査」「要治療」と判定されているにもかかわらず医療機関へ受診されていない方に対し協会けんぽより生活習慣病の重症化を防ぐことを目的として手紙やお電話による受診勧奨を行なっています。  
受診案内の連絡があった場合は速やかにかかりつけ医等への受診をお願いします。

